

弘前市会計年度任用職員(保育士)募集要項

弘前市駅前こどもの広場運営事業に従事する会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (保育士)	・地域子育て支援センターにおける地域の子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施に関する業務 ・育児相談に関する業務 ・その他	1人	令和4年7月1日

2 応募資格 保育士資格

3 雇用期間 令和4年7月1日から令和5年3月31日まで。

以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
こども家庭課 駅前こどもの広場	弘前市大字駅前町 9-20 (ヒロロ3階)	休日：週休日 (非定例日：週休2日 (シフトにより決定))、祝日法に定める祝日・休日及び年末年始 (12月29日～1月3日) 勤務時間：週38時間45分勤務のシフト制 (8:30～17:00、10:00～18:30) 休憩時間：45分 休日勤務：有 時間外勤務：有

5 休暇 (1)年次有給休暇：任用時に、雇用期間に応じた日数を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。

(2) その他の休暇 (取得条件あり) :

- ・有給 (忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇)
- ・無給 (病気休暇、療養休暇、骨髄等ドナーハイブリッド、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間)

6 給与等

- (1)給料／報酬 月額 172,600 円
- (2)通勤手当／費用弁償 通勤方法と距離に応じて支給（片道 2km 以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代(1か月当たり月額55,000円以内)、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内）
- (3)期末手当 6 月と 12 月に 1.0 月分を上限に支給（年 2.0 月分を上限に支給）
- (4)退職手当 弘前市職員退職手当条例の規定により、支給対象となった者に退職時に支給する
- (5)給与締切日 月末締め
- (6)給与支払日 当月 21 日

7 社会保険等

- (1)社会保険（協会けんぽ、厚生年金）に加入
ただし、令和4年10月1日以降は、厚生年金は継続し、健康保険は協会けんぽから青森県市町村職員共済組合に変更となります。
- (2)雇用保険に加入
ただし、採用から6ヶ月経過後に退職手当の支給対象となるため、脱退します。

8 応募方法

- 市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、押印、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機）を記入し、顔写真を貼付の上、保育士証の写とともに、こども家庭課駅前こどもの広場（ヒロロ3階）へ持参または郵送により提出してください。コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り郵送により提出いただきますようご協力ください。

9 申込先

- 〒036-8003 青森県弘前市大字駅前町9-20 ヒロロ3階
弘前市駅前こどもの広場

10 受付期間

- 令和4年5月20日（金曜日）から令和4年6月10日（金曜日）17時まで（必着）。
※なお、郵送による場合は、令和4年6月10日（金曜日）17時までに到着したものに限り受付します。また、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考申込」と朱書きしてください。

11 選考方法

- (1)第一次選考 書類選考を実施します。選考結果は、令和4年6月15日（水曜日）頃に応募者全員に電話通知する予定です。
- (2)第二次選考 令和4年6月20日（月曜日）頃に個人面接を実施し、採用者を決定します。第二次選考の詳細については、第一次選考を通過した方に選考結果と合わせて通知する予定です。

12 服務

- 任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。
- (1)法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- (2)信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- (3)秘密を守る義務（同法第34条）

- (4)職務に専念する義務（同法第35条）
- (5)政治的行為の制限（同法第36条）
- (6)争議行為等の禁止（同法第37条）
- (7)営利企業への従事等の制限（同法第38条）

13 その他

- 地方公務員法第16条の欠格条項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

14 問い合わせ先

- 雇用条件について：人事課人事研修係（電話：0172-35-1119）
- 業務内容について：こども家庭課駅前こどもの広場（電話：0172-35-0156）